

京都市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成21年6月25日

京都市監査委員 内 海 貴 夫

同 日 置 文 章

同 不 室 嘉 和

同 出 口 康 雄

1 氏名及び住所

氏 名	住 所
小 林 由 香	京都市中京区高倉通御池上る柊町575番地
筆 島 務	京都市西京区下津林番条65番地 レジデンス桂川 308号室
竹 仲 勲	京都府長岡京市長岡2丁目27番9号
中 川 秀 夫	京都市伏見区日野北川瀬2番地15
前 岡 照 紀	京都市右京区西院西寿町27番地の4

2 事務を補助できる期間

平成21年6月25日から平成22年3月31日まで

(監査事務局第一課)